

東京大学東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター  
共同利用・共同研究拠点事業実施要項

平成25年10月 4日

1. 趣旨

東京大学東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター（以下、「センター」という。）に蓄積されてきたアジアのデータベースを含む諸資料、人的ネットワーク、施設を活用し、アジア各地に関する多様な情報を、時間軸、空間軸に沿って比較・俯瞰し、アジアと世界の新しい理解方法を提案するための共同研究を実施する。

2. 共同研究の枠組み

センター共同利用・共同研究拠点の目的を遂行するために、以下の要件を満たす共同研究課題を公募する。

- ・ 1名または数名の研究者が、東京大学東洋文化研究所（以下、「研究所」という。）教員1名以上とともに行う共同研究。
- ・ 研究期間は2年以内とする。なお、2年計画の場合は初年度に予算の全体計画を提示し、毎年度申請する。  
但し、1年目の計画実施状況によって、2年目の継続の可否を決定する。
- ・ 予算申請額は、1件あたり年300万円以内とする。

3. 研究課題

- (1) アジア古典知識庫の推進（アジア諸地域の文献、造形資料、各種データベースを用いた資料学的研究）
- (2) アジア横断型社会調査データの解析（アジアバロメーター統合データやアジア学生調査データなどを利用した、アジアを俯瞰・比較した研究）

申請課題はこれら2課題のいずれかに沿ったものであることが望ましい。ただし、それ以外の課題の申請を妨げるものではない。

4. 申請資格

大学その他の研究機関に所属する研究者、またはセンター長がこれと同等の研究能力を有すると認める者（大学院生は除く）。

但し、本研究所教員は、申請資格を有しない。

## 5. 受入れ

採択された課題の共同研究者は、センター拠点共同研究員（以下、「拠点研究員」という。）として受け入れる。拠点研究員は、研究所の諸規則に従い、研究所の施設及び研究資源を利用することができる。

## 6. 募集と審査

- ・センター長は、運営委員会の審議を経た上、共同研究課題を公募する。
- ・申請者は、所内共同研究者として予定している研究所教員と連絡を取り、その承諾を得た上、必要書類を提出する。
- ・センター長は、センター運営委員会に審査を求め、その結果を受けて共同研究課題を決定し、申請者に採否を通知する。
- ・申請者は、研究終了後6カ月以内に研究報告書を提出し、運営委員会の審査、評価を受ける。

## 7. 研究成果の取り扱い

- ・共同利用・共同研究拠点として行った研究については、センターに拠点としての権利が発生することがある。
- ・研究報告書は、センターホームページに公開する。
- ・共同研究による成果を個別に発表する際には、センターによる共同研究の成果であることを明示するとともに、発表した成果物をセンターに寄贈することとする。
- ・研究期間内に研究成果を発表するシンポジウム等を開催することが望ましい。